

令和8年1月1日から

林野火災予防のルールが新しくなります！！



近年の林野火災の多発により、「**林野火災注意報**」及び「**林野火災警報**」が新設され、的確な発令により林野火災予防の実効性を高めることが必要であることから、太田市火災予防条例の一部が改正されます。

令和8年1月から施行されます
対象期間は **1月～5月**

対象とされる区域は
金山及び八王子山系付近等です

林野火災**注意報**が発令されると、対象区域での火の使用制限について**努力義務を課す**ことになります。

林野火災**警報**が発令されると、対象区域での火の使用制限について**義務を課す**ことになります。

火の使用制限事項

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で喫煙しないこと。
- (6) 残火、取灰又は火粉を始末すること。

※警報発令時は、罰則もあります。

発令時は、消防車両などで広報や巡回を行います。
ご理解・ご協力をお願いします。

お問い合わせ先：太田市消防本部 予防課
TEL：0276-33-0202
FAX：0276-33-0303